

インクルーシブ教育
校内支援体制整備
ガイドライン

神奈川県教育委員会
教育局インクルーシブ教育推進課
令和2年6月

はじめに

平成6年、ユネスコで提唱された「サラマンカ宣言」において、すべての子どもたちを一体として包み込む教育である「インクルージョン」が示されました。「インクルージョン」とは、障がいのある子ども、言語的・民族的・文化的マイノリティの子どもだけでなく、すべての子どもを対象に、共に学ぶために質の高い教育を保障することです。

平成18年、国連において、「障害者の権利に関する条約」が採択され、その中で教育について、「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度（inclusive education system）を確保する」としています。この条約には、障がいは、障がい者当人ではなく、社会がつくりだしているという「障害の社会モデル」という考え方が反映されています。

本県では、昭和59年の「総合福祉政策の推進のために」という提言を受けて、神奈川の教育の進むべき方向性を「共に学び共に育つ教育」と定め、平成14年からは「これからの支援教育の在り方(報告)」を踏まえ、様々な課題を抱えた子どもたち一人ひとりのニーズに、適切に対応していくことを学校教育の根幹に据えた「支援教育」を進めてきました。また、平成19年に策定された「かながわ教育ビジョン」においては、共に育ち合う教育としてインクルージョン教育をめざすと明記し、平成27年の一部改定で、「共生社会の実現に向け、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び、共に育つことをめざすインクルーシブ教育」を重点的な取組として掲げました。

すべての子どもが自然なかかわり合いを通して、違いを違いとして認め合い、相互理解を深めることは、共生社会の担い手を育てることにつながります。すべての子どもができるだけ同じ場で共に学ぶためには、多様な子ども一人ひとりを支援する体制の整備がかかせません。

このガイドラインで中核となっているのは、一人ひとりの教職員のあり方です。一人ひとりがそれぞれの役割を担い、チームとして機能することが必要だと考え、このガイドラインを作成しました。学校の強みをいかし、すべての教職員が一丸となって取り組んでいきましょう。

本ガイドラインをきっかけとして、各校の校内支援体制の整備が進み、インクルーシブ教育の推進が図られることを願っています。

目次

はじめに

| | |
|-----------------------------|----|
| 目次 | 1 |
| 1 ガイドライン策定の趣旨 | 2 |
| (1) 神奈川のインクルーシブ教育の推進 | |
| (2) インクルーシブ教育校内支援体制整備事業を通して | |
| 2 「インクルーシブな学校」をつくるために | 3 |
| 3 メンバーの役割 | 4 |
| (1) 校長 | 5 |
| (2) 副校長・教頭 | 7 |
| (3) 教務主任 | 7 |
| (4) 教育相談コーディネーター | 8 |
| (5) 学級担任（通常の学級） | 10 |
| (6) 学級担任（特別支援学級） | 11 |
| (7) 学年主任 | 12 |
| (8) 養護教諭 | 13 |
| (9) 通級指導教室担当 | 14 |
| (10) 研究主任 | 15 |
| (11) 児童（生徒）指導担当 | 16 |
| (12) 関係教職員（教科担当・支援員等） | 16 |

おわりに

Ⅰ ガイドライン策定の趣旨

(1) 神奈川のインクルーシブ教育の推進

本県では、学校教育の基本的な考え方の一つに、「共に学び共に育つ教育」の充実、推進を位置付けています。すべての子どもが適切な教育を受け、確実に成長していけるよう、子どもを中心とした学校教育環境を実現していこうという考え方であり、学校においては、多様で柔軟な体制を整えることにより、通常の学級を生活の基盤としながら個に応じた対応もできるという総合的な教育環境を実現していくことをめざしています。

この「共に学び共に育つ教育」の考え方に基づき、平成 27 年度から 4 年間「みんなの教室」モデル事業に取り組んできました。成果として、授業づくり、学級づくりの取組や、校内体制の整備により、教育相談コーディネーターを中心に学校がチームとなり、「すべての教職員がすべての子どもを育てる」という意識をもつことができました。

また、県立高校では、共に学び共に育つことを一層推進するために、インクルーシブ教育実践推進校を指定し、知的障がいのある生徒が高校教育を受ける機会を広げています。平成 28 年度に指定された、茅ヶ崎高校、足柄高校、厚木西高校には、平成 29 年 4 月より、知的障がいのある生徒が入学し、共に学ぶ取組が進んでいます。すべての生徒が共に学ぶことを通して、相互理解を深め、一人ひとりの違いを尊重する態度や互いのよさをいかして協働する力、社会性や思いやりの心を育てています。令和 2 年度から、インクルーシブ教育実践推進校は 14 校になり、全県での取組として拡大しています。

インクルーシブ教育の推進のためには、未就学段階から高校段階までの連続性のある取組が重要であり、すべての子どもが自然なかかわり合いを経験することで、相互理解を深めることが大切です。

(2) インクルーシブ教育校内支援体制整備事業を通して

令和元年度より、「みんなの教室」モデル事業の成果を普及するため、「インクルーシブ教育校内支援体制整備事業」をスタートさせました。この事業は、小学校に後補充非常勤講師を配置して、教育相談コーディネーターの授業時間を軽減することで、コーディネート業務にあたる時間を確保するものです。相互理解の基礎を培うために重要な学齢期の初期である小学校において、教育相談コーディネーターを中心とする校内支援体制を整備することによって、インクルーシブ教育の推進を図ることをねらいとしています。

校内支援体制の整備は、教育相談コーディネーターだけでできるものではありません。一人ひとりの教職員に役割があり、チームで構築していく必要があります。様々な役割をもつ教職員が、一つの目標に向かって連携していくことで、学校全体で柔軟かつ組織的な校内支援体制が構築されていくと期待しています。

本ガイドラインでは役職ごとに具体的な役割を示しています。教職員が一丸となって、インクルーシブな学校づくりに取り組んでいけるよう、各学校でご活用ください。

2 「インクルーシブな学校」をつくるために

学校には様々な子どもがいて、それぞれが悩みや課題を抱えています。その中には、自らの力だけでは解決することが困難な課題を抱え、周囲からの支援が必要な子どももいます。このような様々な悩みや課題を抱えている子ども一人ひとりに対して、学級担任一人で対応できることには限りがあります。「インクルーシブな学校」をつくるために大切なことは、悩みや課題を抱える子どもやその保護者、学級担任を孤立させることなく、学校全体で支援していくことです。だからこそ、チームで取り組む必要があり、すべての子どもをすべての教職員で支える体制を整備することがかせませません。

それだけでなく、多様な子どもたちが共に学ぶためには、子どもたちが様々な考えを認め合い、かかわり合いを深められるように、日々の授業や学級づくりを充実させていくことが求められます。

また、子どもたちが、できるだけ同じ場で共に学び、かかわり合いを深めながら、必要に応じて適切な指導・支援を受けられるようにすることが必要です。

すべての子どもが共に学ぶ中で、様々な違いを違いとして認め合い、支え合っていくことは、共に生きることの基礎を培うことにつながります。

次に示す4つの取組課題は、これらを踏まえた「インクルーシブな学校」をつくるための大切な視点です。この取組課題を意識しながら、すべての教職員で「インクルーシブな学校」をつくりあげていきましょう。

—共に学び共に育つために—



取組課題

- (1)すべての子どもをチームで支援する体制を整備する。
- (2)すべての子どもができるだけ通常の学級で共に学び共に育つための授業づくり及び学級づくりを行う。
- (3)在籍学級にかかわらず、すべての子どもが共に学ぶために、子どもが必要なきに適切な指導を受けられる体制を整備する。
- (4)すべての子どもが共に学び共に育つことにより、相互理解を深められるようにし、多様性を認め、互いの個性を尊重し、他者と協働する力を育む。

3 メンバーの役割



(1) 校長

インクルーシブ教育は、障がいのある子どものためだけでなく、すべての子どもを対象とし、一人ひとりの子どもが大切にされるという人権の観点から捉えていくことが重要です。インクルーシブ教育の理念を学校経営計画（学校経営方針）の柱に位置付け、基本的な考え方や方針を具体的に示し、「すべての教職員がすべての子どもを育てる」という共通意識のもと、学校が一丸となって取り組めるようリーダーシップを発揮することが求められます。

① 学校経営計画（学校経営方針）への位置付け

- 学校経営計画（学校経営方針）の中に、「共生社会の担い手を育むため、子どもが相互理解を深めることを目的として、すべての子どもが共に学び共に育つ取組を推進する」という考え方を明記する。
- 学校経営計画（学校経営方針）を実現するために、校務分掌や、それぞれの教職員の役割について、教職員に具体的に説明する。

② 組織的に機能する校内支援体制づくり

- 支援を必要とする子どもの教育的ニーズを見極め、適切な支援を組織的に展開するために、校内委員会等を設置し、校内支援体制を整備する。
- 教育相談コーディネーターを指名し、校務分掌に位置付ける。
- 校内の教職員に対して、教育相談コーディネーターの役割を説明し、校内支援が組織的に機能するように努める。
- 教育相談コーディネーターが業務に専念できるよう、時間を確保する等の配慮を行う。
- 教育的ニーズに応じて個別教育計画等が作成されていることを確認し、活用を促し、適切に保存・管理する。

③ 教職員の理解促進と資質向上

- 校内研修を実施したり、教職員の学校外での研修参加を促したりすることにより、教職員の資質向上に取り組む。
- すべての子どもの学びを保障するために、多様な学び方に応じたわかりやすい授業をめざし、研究を推進する。
- 校長が研修に積極的に参加し、インクルーシブ教育に関する情報を教職員に発信する。

④ 保護者、地域への理解啓発

- 学校だよりや懇談会の活用、PTA等の協力を得るなど、インクルーシブ教育の取組を保護者や地域に周知し、理解の促進を図る。

<コラム> 学校全体でインクルーシブ教育を推進していくために

「みんなの教室」モデル校では、学校経営の基盤にインクルーシブ教育を位置付け、その目標に向かって教職員がアイデアを出し合い、一丸となって実践と改善を繰り返していくことで、「インクルーシブな学校」がつくられていきました。

大切なのは、教職員が互いに声をかけ合い、「あの子、こんなこと頑張っていたよ」「あの授業のここがよかったよ」と日常的に会話ができる風通しのよい雰囲気があることです。会話の中から新しい発想が生まれたり、教職員も困ったことがあれば助けを求めたりすることができます。日頃のちょっとした立ち話や放課後の相談などを通して良好な人間関係を築いていくことは、教職員の相互理解にもつながります。

教職員も一人ひとり違います。それぞれの個性がいかされ、支え合っていくことで、より強いチームになっていくのではないのでしょうか。「すべての教職員がすべての子どもを育てる」意識が醸成されていくことで、教職員の子どもたちへのかかわり方が変わり、子どもが変容していきます。子どもが変わると、そのことが教職員の成功体験となって、意欲につながっていきます。

<コラム> 地域の子どもは地域で学ぶ

インクルーシブ教育を考えるとき、まず「地域の子どもは地域の学校で学ぶ権利がある」というスタートラインに立つことが重要です。障がいのある子どもだけではなく、現代社会には様々な困難を抱えた子どもがいます。そのような子どもたちを目の前にしたとき、「共に学び共に育つためにはどうしたらよいのか」という意識で、校種や在籍の学級にとらわれず、柔軟に対応することが求められています。

子どもたちは、地域で暮らし、地域で育って大人になっていきます。その中の一定の期間、子どもの成長を支えるのが学校です。学校は地域の子どもが通う場所ですから、地域の課題と密接にかかわっています。学校と地域が共通の視点をもって子育てにかかわることで、共に家庭を支えることができるのではないのでしょうか。

地域には様々な経験や知識をもつ人材がたくさんいます。地域と学校がお互いを支えるサポーターとしてかかわることで「共生社会」の実現に近づくと考えられます。

先生方の声

職員室の座席の配置を工夫したら、先生方の情報交換が活発になりました！

4、5月は教室のドアを開けておいてもらうよう、お願いしました。子どもたちの様子がよく見えるようになり、先生方に声をかけやすくなりました。

地域の皆さんを巻き込んで、子どもたちを見守ってもらっています。



「みんながわかる授業づくり」に取り組んだら、行事のあり方についても教職員から新しいアイデアが生まれました！

(2) 副校長・教頭

「すべての教職員がすべての子どもを育てる」ためには、情報共有や共通理解がかかせません。インクルーシブ教育に係る動向や、参考となる取組について情報を収集し発信することで、教職員の意識向上にもつながります。

また、学級経営や校務等について、教職員が悩みや困りごとを抱え込む前に、お互いに相談したり、声をかけ合ったりするなど、一人ひとりの教職員をサポートする体制が重要です。それぞれの教職員の強みをいかしながら、学年や学級などの枠をこえて、日常的に子どもの話題を共有し、協力し合えるよう、学校の特徴に合わせた支援体制を整備していきましょう。

- 情報共有が円滑に行われるよう、環境整備やしくみづくりに取り組む。
- 校内を見回るなど、子どもや教職員、学校の様子を把握する。
- 日頃から教職員の様子に気を配り、積極的に声をかけ、担任や教育相談コーディネーターの相談にのる。
- ケース会議等へ同席し、必要な助言を行う。
- 必要に応じて関係機関との窓口となり、教育相談コーディネーターと連携しながら校内外のつなぎ役となる。
- 学校の様子や校内支援体制について、保護者や地域に発信し理解を促す。

(3) 教務主任

全校で子どもを支援できるように、行事予定、会議、時間割等の調整を行い、教職員が連携しやすい体制を整えることが大切です。

また、全体を俯瞰し関係教職員に声をかけるなど、日頃から教職員とのコミュニケーションを大切にし、サポートしていくことも求められます。

- 学校教育目標や教育的課題をふまえた教育課程を検討する。
- 教職員が打合せや研修をもちやすいように、年間計画を整備し、関係会議を調整する。
- 日頃から教職員に気を配り、学級の様子や子どもについての情報を教職員と共有し、必要な助言を行う。

<コラム> チーム学校と働き方改革

先生方は志と責任感をもって日々子どもたちと接しています。ときにそれは「自分ですべてをせねばならない」という思いになり、「助けて」と言えないことがあります。それが、業務を抱え込むことになり、多忙化にもつながっていないでしょうか。「助けて」と言いやすい学校にしていくためには、業務の見直しと、互いに声をかけ合う関係づくりの両方が必要です。先生方が一人で抱え込みすぎないように、普段から先生方の業務を把握し声をかけていくことや、ちょっとした打合せがしやすいようにすることで、チームワークが深まり、課題が大きくなる前に対応することができます。そのことは、結果として働き方改革につながり、先生方に心の余裕が生まれるのではないのでしょうか。

(4) 教育相談コーディネーター

教育相談コーディネーターは、校内の支援体制を機能させていくキーパーソンです。校内支援体制の中心的な存在となり、教職員が一人で抱え込まずチームで役割分担し協働するという雰囲気をつくることが大切です。校内の風通しをよくし、教職員が日頃から相談し合える関係づくりを進め、「すべての教職員がすべての子どもを育てる」という意識を高めていきましょう。

① 校内支援体制の構築・運営

ア 気になる子どもの把握

- 校内を巡回したり、授業を観察したりすることで、学級全体や気になる子どもの様子を把握する。
- すべての教職員に対して子どもの変化や小さなサインへの気づきを促すとともに、子どもの情報を日常的に共有できる関係づくりを進める。

イ ケース会議の開催

- 校内外の人的資源を把握し、目的に応じて必要なメンバーを招集して、ケース会議を開催する。
- 情報を収集・分析し、具体的な支援の手立て、役割分担、見直しの時期などを検討する。

ウ 気になる子どもの指導・支援

- ケース会議等で検討した支援の手立てを具現化する。
- 支援が円滑に進むよう状況を把握し、チームでサポートする。
- 支援の手立て等が適切だったか、評価・見直しを行い、次の支援にいかす。

エ 個別教育計画等の作成と管理

- 学級担任、保護者、関係者とともに話し合いながら個別教育計画等を作成する。
- 個別教育計画等にかかれた目標や手立てを支援にかかわる教職員全員で共有し、誰でも対応ができるようにする。
- 定期的に、または必要に応じて、評価・改善を行う。

<コラム> 別の場での支援は「ゴール」ではなく「給水所」

教育相談コーディネーターの役割のひとつは、様々な機能的資源（特別支援学級、学習支援室、通級指導教室等）や人的資源をつないで柔軟に活用することです。教育的ニーズに合わせて、集団の中で支援することや、機能的資源を活用し、別の場所で行うこともあります。

「みんなの教室」モデル事業に取り組み始めたある学校では、校内にある機能的・人的資源を活用し、子どもに合わせた柔軟な指導・支援のしくみを作っていました。すべての子どもを対象として、必要があるときに、校内にある機能的資源を活用することで、子どもの自信につなげ、様々な活動にいかしていました。機能的資源があってもそこでの活動が「ゴール」ではありません。この学校では、これらの支援のしくみをマラソンでいう「給水所」のような役割であると表現し、次の活動にいかすことを大切にしていました。

個別の指導・支援には、様々な方法がありますが、子どもの自己肯定感を高め、主体的に学ぶ力を引き出す、という目的は変わりません。その子どものよさを学級の中で発揮できるしくみを、それぞれの学校の特色をいかしてつくっていきましょう。

オ 予防的かつ積極的な支援

- 日頃から教職員同士が声をかけ合い、意見や悩みを言い合える関係づくりを進める。
- 管理職や他の教職員と連携して、多様な子どもが互いの違いを尊重し、共に学び合えるよう、子ども同士の相互理解を深める教育活動に取り組む。
- すべての子どもにとって居心地のよい学級づくりを進めるために、一人で課題を抱え込まないよう担任を支える。
- 研究主任等と連携し、すべての子どもがわかりやすい授業づくりに取り組む。
- 管理職や関係する分掌と連携し、校内の課題やニーズに応じて、研修会を企画する。

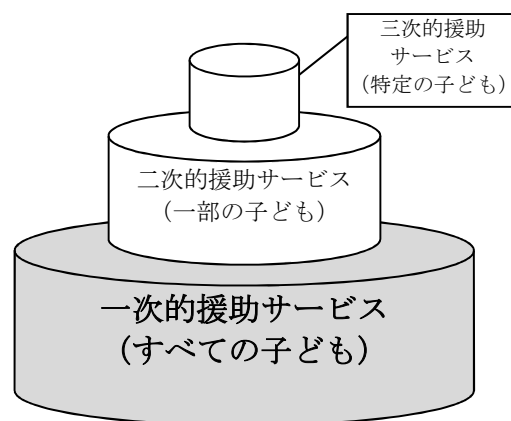
<コラム> 「予防的かつ積極的な支援」ってなんだろう？

「予防的かつ積極的な支援」とは、「すべての子ども」を対象とした学校全体の基盤を強くする取組といえます。居心地のよい学級づくりや、誰もが参加できるわかりやすい授業づくり、集団の中のちょっとした支援など、日頃の教育活動そのものです。

教育相談コーディネーターがつなぎ役になり、教職員同士が気軽に声をかけ合い風通しのよい雰囲気がつくられることで、「すべての子ども」を対象とした、基盤が大きく安定した学校になっていきます。

そうすることで、「一部の子ども」のつまづきや小さな変化に早く気がつくことができるようになり、課題が大きくなる前に迅速に対応することにつながっていきます。

さらに、個別の支援を必要とする「特定の子ども」のケースに時間をかけて対応するためにも、学校全体で取り組む予防的かつ積極的な支援は効果的であると考えられます。



3段階の心理教育的援助サービス
(石隈、田村 2017年)を基に作成

② 関係機関との連携

- 子どもの支援のために、必要に応じて関係機関との連携の窓口となり、チームとして支援を実施できる体制を整備する。

③ 保護者との協働

- PTA活動や懇談会、通信等を利用して、すべての保護者に対してインクルーシブ教育の理解促進を図る。
- 子どもの状況把握をもとに、保護者との教育相談を必要に応じて実施するよう働きかける。教育相談に際しては、学級担任を支援する。

(5) 学級担任（通常の学級）

学級は、一人ひとり違う個性をもった多様な子どもたちで構成されています。もちろん、特別支援学級の子どもも学級の一員です。担任が多様な子どもたちへのかかわり方を示し、一人ひとりの多様なあり方を認め合えるような学級づくりをすることが、共に学び共に育つためのポイントです。

しかし、多様な子どもたちに対して担任一人で対応できることには限りがあります。支援の必要な子どもや、授業づくり、保護者への対応について、日頃の悩みや疑問などを周りの教職員に気軽に相談しましょう。一人で抱え込まずチームで取り組むことで、多様なアイデアが生まれ、子どもとのかかわり方の幅が広がります。

① 学級づくり・授業づくり

- 多様な子ども同士が共に学び合い、互いの個性をいかし合える学級づくりに取り組む。
- 集団の中で、一人ひとりの学び方を大切にしたい、すべての子どもにとってわかりやすい授業づくりに取り組む。
- 特別支援学級の子どもや通級指導教室に通う子どもが、安心して学級で生活できるよう、居心地のよい雰囲気づくりに努める。
- 交流及び共同学習が学級経営に効果的にはたらくよう、特別支援学級の担任と協力する。

② 他の教職員との連携

- 気になる子どもの様子について具体的に把握し、学級や学年の枠をこえて、情報を共有する。
- 把握した子どもの情報を整理し、教育相談コーディネーターや児童（生徒）指導担当等と情報を共有し、支援策を検討する。

③ 保護者との連携

- 保護者と日常的に子どものことを話し合い、協力し合える雰囲気を大切にする。
- 保護者と合意形成を図りながら、必要に応じて個別教育計画等を作成し、教職員で共有し活用する。

<コラム> 子どもたちが安心して挑戦できる学級をつくる

自分の存在がありのまま受け入れられる、共感される体験を通して、子どもたちの自尊心は高まり、自分らしさを発揮することができるようになります。自分の考えや意見を受け入れられる共感的な学級であれば、子どもたちは、様々なことに挑戦してみようという気持ちになっていきます。

挑戦した結果、うまくいかなくても、その経験を周囲が肯定的に受け止め、共感してくれることで、自己肯定感が高まっていきます。

普段から、共感的な関係をつくることで、子どもたちが安心して挑戦できる学級をつくっていきましょう。

(6) 学級担任（特別支援学級）

特別支援学級は、支援の必要な子どもに対して、個別の指導や小さな集団での指導ができる場として、多くの学校に設置されています。在籍する子どもの特性や障がいの状況等に応じて、適切な配慮のもとに指導を行うことが大切です。



交流の授業の内容を、一緒に考えませんか？

しかし、すべての子どもには、状況によって支援を必要とする場面があります。特別支援学級で行われている教育活動には、通常の学級での支援にも役立つことがたくさんあるのではないのでしょうか。必要な情報等を教職員に提供することが求められるなど、特別支援学級の校内での役割は、今後ますます大きくなっていきます。

① 特別支援学級での役割

- 在籍する子ども一人ひとりについて、特性や障がいの状況等を把握する。
- 本人や保護者の思い・願いを踏まえ、個別教育計画等を作成する。
- 一人ひとりの教育的ニーズに対応した授業づくりをする。
- 在籍する子どもが集団の中でかかわり合う力をつけるための学級経営をする。
- 交流及び共同学習が在籍する子どもと交流学級の子どもの双方に効果的にはたらくよう、通常の学級担任と協力する。
- 教育相談コーディネーターや児童（生徒）指導担当等と情報を共有し、必要に応じて関係機関と連携する。

② 学校全体での役割

- 特別支援学級に在籍する子どもの特性や強み、特別支援学級の取組等を、積極的に校内に発信する。
- 交流及び共同学習を推進し、相互理解を深める機会を拡大する。
- 特性や障がいについての理解が深まるよう、教職員に情報提供を行う。
- 支援の必要な子どもへの手立てや、活用できる教材教具等を提供する。
- 通常の学級に在籍する子どもについて、気づいた情報を担任や教育相談コーディネーター等、教職員と共有する。

<コラム> 「交流及び共同学習」の意義を再考する

インクルーシブ教育推進の手立てとして、「交流及び共同学習」を充実させることは大切です。小・中学校学習指導要領解説（総則編）には、「交流及び共同学習」について、「同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場であると考えられる」とあります。

そこで、「交流」という言葉の意味から「交流及び共同学習」の意義について改めて考えてみます。「交流」という言葉は、本来、異なるものが互いに行き来するという意味ですが、在籍の学級、学校にかかわらず、“子ども”はみんな“子ども”です。異なるものではありません。「交流及び共同学習」は、在籍によって分けて考えるのではなく、すべての子どもが自然なかかわり合いをしていくことが、本来の姿ではないでしょうか。

今ある授業や活動にどう入れるのかという発想から、共に充実した活動にするにはどうしたらよいかという発想で、教職員間で話し合っていきましょう。

(7) 学年主任

学年主任は、日頃から学年の教職員の相談にのったり、声をかけたりして、学年の関係性を高めていくリーダーです。子どもの情報や、気づきを共有し、支援の方針や学習活動を一緒に考えていきましょう。また、子どもの様子や支援の方針を他学年等と共有できるように、学年主任がリードしていくことも考えられます。



次の学年会で、
情報共有する
ことはありませんか？

学年として、日頃から子ども・保護者と良好な関係づくりを心掛け、保護者に情報を発信するなど、オープンな関係を築いていきましょう。

① 情報共有・情報発信

- 日頃から担任が子どもの指導・支援について一人で抱え込まないように、風通しのよい関係づくりをする。
- 学年会等で子どもの様子を共有するとともに、効果的な支援等について話し合う。
- 子どもの情報をこまめに把握し、必要に応じて管理職や教育相談コーディネーターへ伝える。

② 指導・支援についての学級間の調整

- 一人ひとりの子どもへの支援だけでなく、学年全体で相互理解を深める活動を行うなど、学級をこえた学習環境づくりを行う。
- 個別教育計画等の点検・評価を学年全体で行う。

<コラム> 最初に相談するのは学年の仲間

悩みを抱えた担任が、最初に相談するのは学年の先生方です。学年会や打合せでは、子どもの情報を共有し、意見交換することで、様々なアイデアが生まれてくるかもしれません。また、意見交換だけでなく、お互いの授業を見合ったり、交換授業をしたりすることで、学年の子どもは自分の担当する子どもという意識になっていきます。

学年主任が、自分の学年の子どもを積極的に把握し、話題にすることで、意見が出しやすい風通しのよい学年になります。

それぞれの先生の強みをいかし、お互いに力を合わせ、チームワークのよい学年をつくっていきましょう。

(8) 養護教諭

養護教諭は、日々の健康観察や保健調査及び健康診断結果等から、一人ひとりの子どもの健康状態を把握します。また、子どもが保健室に来室した際の何気ない会話や、悩み相談から、子どもを取り巻く日々の生活状況に関する情報を得ることができます。子どもが発するサイン、様々な訴えから、養護教諭が専門性をいかして問題の背景を分析することで、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援方針を立てることにつながります。



子どもたちが落ち着いてきて、ケガが減ってきました。

① 子どもの健康状態の把握

- 個別に話を聞ける状況を活用し、子どもや保護者の相談に応じる。
- 子どもの心身の健康状態を把握し、問題の背景を分析する。
- 把握した子どもの情報を、担任や教育相談コーディネーター、管理職と共有する。

② 教育相談コーディネーター等との連携

- 教育相談コーディネーターと日常的に情報交換をし、必要な時に迅速に対応できるようにする。
- ケース会議や校内委員会等で情報を提供し、支援方針を立てることに役立つ。
- 医療機関との連携について必要と判断されるときは、中心となって連絡調整にあたる。

③ 教職員や保護者への理解啓発

- 子どもの理解に関する情報を保健だより等で保護者に提供する。
- 特別な配慮を要する子どもの情報について、専門性をいかして情報提供を行う。

<コラム> 学校全体を居心地の良い安心できる居場所に

悩みや不安を抱えた子どもや保護者にとって、保健室の役割は非常に大きいといえます。養護教諭が寄り添い、悩みを聞くことで、少しずつ元気になっていく子どもも多いことでしょう。その取組は、学校全体をすべての子どもにとって居心地のよい居場所にしていくためのヒントにつながります。養護教諭は、悩みを抱えた子どもとのかかわり方や保護者との連携について、教育相談コーディネーター等と連携しながら情報を積極的に発信し、教職員に働きかけていきましょう。

学校全体で、連携して支援にあたることで、子どもの小さな変化やサインに気がつく教職員が増えていきます。教職員のかかわり方が変わると子どもも変容していきます。結果として、子どもたちが安心して学校生活を送り、落ち着いていくことが期待されます。

(9) 通級指導教室担当

通級指導教室は、通常の学級に在籍する支援の必要な子どもに対して、その特性や障がいの状況等に応じて、個別の指導や小さな集団での指導をする場として設置が進んでいます。

通級指導教室が、指導を受ける子どもにとって、「元気になる場所」「ほっとできる場所」となり、さらには在籍する通常の学級でも生き生きと活動することを支援できるようしくみを整えることが必要です。子どもがほとんどの時間を過ごす在籍学級において、適切な指導・支援が受けられるよう、在籍学級の担任とこまめに連絡を取り合い、相談しやすい関係を築いていきましょう。

通級指導教室は、その校内での役割に加え、地域の拠点校としての役割も担う場合があります。在籍する学校の教育相談コーディネーターや担任と連携しながら、効果的な指導・支援を進めましょう。

① 通級指導教室での子どもへの指導

- 通級指導教室に通う子ども一人ひとりについて、特性や障がいの状況等を把握する。
- 本人や保護者の思い・願いをふまえ、個別教育計画等を作成する。
- 自立活動の目標や内容を参考に、個別あるいは小集団で指導を行う。

② 学級担任と連携した子どもへの支援

- 通級指導教室に通う子どもの特性や障がいの状況、個別教育計画等の目標等について、在籍する学級の担任と情報を共有する。
- 子どもが在籍する学級で安心して学び、過ごせるよう、通常の学級でも活用できる支援方法等を、子どもが在籍する学校の教職員に提供する。

③ 教育相談コーディネーターとの連携

- 特性や障がいについての理解が深まるよう、教職員に情報提供を行う。
- 支援の手立てや、活用できる教材等があれば提供する。
- 子どもについて気づいた情報等を教育相談コーディネーターや担任等の教職員と共有する。
- 必要に応じてケース会議や校内委員会等に参加し、指導・支援の効果的な方法や役割分担など、助言や提案をする。

<コラム> 通常の学級で指導・支援をするときは

通級指導教室担当教員は、通級による指導に加えて、通常の学級の集団指導場面において、直接子どもの指導・支援をする場合があります。その際、子どもに個別にかかわりすぎることによって、周囲の子どもと距離感が生まれてしまうことがないように配慮が必要です。さりげなく行っている指導・支援は、在籍する学級の担任や周囲の子どもたちのよいモデルとなり、支援を必要としている子どものサポーターが増えていくことにつながります。また、違いを受け入れながらお互いの存在を認め合うことは、共に生きることの基礎を培う出発点となります。

(10) 研究主任

各学校では、めざす学校像や実態をもとに、様々なテーマで、子どもたちの学びを充実させていく校内研究に取り組んでいます。子どもの学びを充実させる授業づくりは、インクルーシブ教育がめざしている、子ども一人ひとりの学び方を大切にする授業づくりと同じです。



どんな授業の工夫をしていますか？シェアしましょう！

子ども一人ひとりが主体的に学ぶ授業をつくり出すためには、授業を見合ったり研修会を企画したりして、授業に対する意識改革や指導の専門性を高めていくことが考えられます。子どものために学び続ける姿勢を学校全体でもち続けていきましょう。

① 共に学ぶ授業づくりの推進

- めざす学校像の実現に向けて、校内研究の方向性を教職員で共有する。
- 「教え方」の工夫だけでなく、一人ひとりの「学び方」を大切にする意識をもつようはたらきかける。
- 多様性を踏まえた、子ども一人ひとりが主体的に学ぶ学習活動を追究していくために、組織的、計画的な授業改善に取り組む。
- 授業の質的向上のために、教職員がお互いの授業を見合い、協議する機会を設ける。

② 指導法等の情報共有及び校内外発信

- 授業づくりに悩んでいる教職員の相談にのり、必要に応じてアドバイスをする。
- 最新の教育情報や具体的な授業づくりの手立て等について、情報提供する。
- 教職員一人ひとりの参考になる取組を価値づけし、校内で共有する。
- 子どもや保護者、地域に向けて、授業づくりの取組を紹介しながら、理解や協力を得る。

<コラム> 授業研究が一番の「予防的かつ積極的な支援」！

学校生活の中で、子どもが最も多くの時間を過ごすのが授業です。その授業について実践を通して全員で取り組む校内研究は、変化していく社会に対応するために、ますます重要になっていきます。子ども一人ひとりが主体的に学ぶ授業が求められていますが、その実現には、一人ひとりに適した学び方で、子どもが考え、理解し、表現していくことが大切です。

自分の考えが大切にされ、困ったときに困ったと言えるような授業は、子どもの自己肯定感の向上につながり、主体的な学びを加速させていくでしょう。多様な意見があることで相互理解は深まり、学習は豊かになります。

学校全体で「子どもの姿から学ぶ」授業研究を積み重ね、分かりやすい授業を行うことで、子どもは落ち着いて学校生活を送ることができます。それが、一番の「予防的かつ積極的な支援」であると考えられます。(9ページのコラムも参照してください。)

(11) 児童（生徒）指導担当

いじめ・問題行動や不登校等には、どのような背景があるのでしょうか。その背景を探っていくと、子どもたちは自分一人では解決できない様々な課題を抱えて困っていることがあります。解決のためには、教育相談コーディネーターと連携して子どもの指導にかかわり、チームとして対応していくことが必要です。学年や学級などの枠をこえて、教職員同士が日常的に子どもの話題を共有し、相談し、協力し合える雰囲気を大切にしていきましょう。

- いじめ・問題行動や不登校等の背景について、様々な立場の視点から情報を収集する。
- 関係機関等を含めたチームとして支援できる体制を整備する。
- 担任や、教育相談コーディネーターと定期的に情報を共有し、連携して児童（生徒）指導にかかわる。
- ケース会議等へ出席し、必要な支援について協議する。
- いじめ・問題行動や不登校等の対応の方針について、教職員と共有する。

(12) 関係教職員（教科担当・支援員等）

子どもにとって必要な支援は、教科や教室、その日の体調など、場面によって異なります。担任だけでなく複数の視点で子どもの様子を把握することで、教育的ニーズに気づくことができます。子どもが日々の活動の中でどこにつまずきを感じているのかを把握し、担任や教育相談コーディネーターと共有することは、適切な指導・支援を組み立てることに役立ちます。



Aさんは算数ではさみの使い方に困ってしまいました。他教科はどうですか？

- 日々の指導・支援の中で気づいた子どものつまずき等を、学級担任や教育相談コーディネーターと情報共有する。
- 担任と日頃から子どもの様子を話し合ったり、学年会等で具体的な手立てを共通理解したりすることで、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援をする。
- 必要に応じて、情報共有のためのツール（記録ノートなど）を活用する。

<コラム> 「支援は人ではなく、場面につける」

次の内容は、ある講演の中で講師の方が話されたことです。

「TT（ティーム・ティーチング）で教室に入っていたとしたら、そこに障がいのある子どもがいるから支援するのではなく、困っている子がいたら支援をするということです。このポイントは、支援は人につけるのではなく場面につけるものだということです。障がいは環境が生み出します。その子どもは、人生すべての場において障がい児ということではありません。バリアが現れたときに障がい児になってしまうのです。ですからその子が困っている場面に支援をつけるのです。そう考えると、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもに支援が必要な場面があるはずで、インクルーシブ教育とは、子どもを障がい児として見るのではなく、子どもとして見るということなのです。」

おわりに

インクルーシブな学校づくりは、マニュアルだけでできるものではありません。

最も大切なのは、先生方の目の前にいる子どもたちとの日々の教育活動です。「みんなの教室」モデル事業では、教職員の働きかけにより、子どもが変わり、子どもの変容が教職員にとっての成功体験となって、取組の充実、発展につながっていきました。

わたしたちがめざす共生社会とは、多様なあり方を認め合える全員参加型の社会です。そこに至る道のりは、一つではありません。主役である子どもたちを大切にして、教職員、学校にかかわる様々な職種の方、地域の方など、多くの方々と力を合わせ、学校の強みをいかして「インクルーシブな学校」をつくってください。

本ガイドラインは、各学校の取組と共に、今後も内容を充実させていきたいと考えています。神奈川県教育委員会は、これからも、市町村教育委員会や各学校と共に、インクルーシブ教育の推進に取り組んでまいります。

令和2年6月

神奈川県教育委員会
教育局インクルーシブ教育推進課

<参考文献>

- ・神奈川県教育委員会「これからの支援教育の在り方（報告）」平成14年
- ・神奈川県教育委員会「かながわ教育ビジョン」平成19年策定、平成27年一部改定
- ・神奈川県教育委員会「支援教育」平成20年
- ・神奈川県教育委員会『『みんなの教室』モデル事業 取組のまとめ』平成31年
- ・神奈川県教育委員会「インクルーシブ教育推進の取組のポイント」令和元年
- ・神奈川県立総合教育センター「支援を必要とする児童・生徒の教育のために」平成31年
- ・文部科学省「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説（総則編）」平成29年
- ・文部科学省「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説（総則編）」平成29年
- ・文部科学省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」平成29年
- ・秋田県総合教育センター「特別支援教育のための校内支援体制ケースブック」平成28年
- ・田村節子・石隈利紀「子ども参加型チーム援助」平成29年

神奈川県教育委員会
教育局インクルーシブ教育推進課
〒231-8509 横浜市中区日本大通 33
電話 (045) 285-1022 (直通)